

## 第5回議会基本条例制定検討会議が開催されました。

平成29年9月27日(水)、第5回議会基本条例制定検討会議が開催されました。

### 1 開催概要

- (1) 開催日時 平成29年9月27日(水) 14:30～16:00
- (2) 開催場所 議事堂大会議室
- (3) 出席委員名簿 別紙のとおり

### 2 協議概要

#### (1) 議会基本条例の論点項目整理

これまでに抽出した議会基本条例の54項目(別表のとおり)について、これまでの会議で、意見・考えの表明を保留としていた論点について改めて、意見・考えを出し合い、条例化への方向性(条文化する・しない、規則等や申し合わせ事項とする、など)について議論し、論点整理を概ね終了した。

会議録については、2週間後を目処にホームページ等に公表する予定としている。

#### (2) その他

第3回会議(8/29)で決定した県民に公開する場として、「富山県議会基本条例制定検討会議主催 公開討論会(仮称)」を10月30日(月)午後から富山市内において、次のとおり、実施できるよう準備を進めることとした。

##### 【主な内容】

- 1 基調講演 「地方議会のあり方」(仮称) 講師未定  
～地方自治法施行70周年を迎えて～
- 2 公開討論 テーマ「富山県議会基本条例について」(仮称)  
～これまでの論点整理の経過と条例に盛り込むべき項目～  
コーディネーター  
全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫  
各会派委員

#### 3 質疑応答

- 4 参加者 一般県民 報道機関等

第5回議会基本条例制定検討会議出席委員名簿

(会派別、期別順)

委員長 渡 辺 守 人

委 員 鹿 熊 正 一

” 上 田 英 俊

” 宮 本 光 明

” 武 田 慎 一

” 藤 井 裕 久

” 菅 沢 裕 明

” 澤 谷 清

” 火 爪 弘 子

” 吉 田 勉

” 杉 本 正

” 笠 井 和 広

” 海 老 克 昌

## 議会基本条例の論点項目

## &lt; 前文 &gt;

富山県議会が目指すもの、最も訴えたいものは何か。  
富山らしさの導入をはかるべきではないか。

アンダーラインは、今回の会議において、条例化で全会派一致した

## 1 総則（目的、理念、方針）

議会の責務を再確認し、盛り込むべきではないか  
会派の位置付け、会派の定義、機能、役割などについて規定すべきではないか。

## 2 議会の役割、運営、組織に関する事項

## (1) 質疑の発言の機会の保障、質疑の意義

議会の役割、運営原則等について盛り込むべきではないか。  
県政の課題に対し、「国等への提言」を行うことを規定すべきではないか。  
定例会の回数・会期のあり方、本会議、予算特別委員会、決算特別委員会の質疑のあり方に関する規定を置き、少数会派への配慮をすべきではないか。

## (2) 緊急事態への対応

県民の生命、財産を脅かす自然災害、大事故、病気の蔓延など緊急事態での議会の対応、活動、業務活動計画の策定をすべきではないか。

## (3) 議員定数・選挙区

本県の自然条件、社会条件等に配慮した制度とすべきではないか。

## (4) 議会事務局

議会事務局を充実強化すべきではないか。

## 3 議員の責務・役割

## (1) 議員の責務・活動原則

地方自治法には、議員の位置付けや責務に係る一般的な規定がないため、個々の議員が担っている責務や役割を明記し、県民に示すべきでないか。

## (2) 政治倫理

議員に求められる政治倫理の確立に関する規定を置き、政務活動費、資産公開及び議員報酬などの既存条例・規則との整合を図るべきでないか。

## 4 開かれた議会を実現する事項

議会意思の決定効果や形成過程等を県民に対する説明責任をおくべきではないか。

## (1) 正副議長の責務

正副議長の立候補制、所信表明を導入すべきではないか。  
正副議長の責務を明確にし、機動的に議会招集すべきでないか。

## (2) 会議の公開

会議規則に定めた全員協議会、各会派代表者会議などの原則公開し、必要と認めるときは非公開とすることによいか。

インターネットによる中継を充実すべきではないか。(常任委員会等)

非公開の場合の記録の公開と情報開示の方法を明記すべきでないか。

(3) 傍聴者への会議資料の公開

議案書の閲覧、公開の方策を規定すべきでないか。

(4) 議会活動の報告

議会報告会を実施すべきでないか。

⑲行政視察の報告会を実施すべきでないか。

(5) ハンディキャップを持った傍聴者への配慮

⑳ハンディキャップを持った傍聴者に対する設備、配慮規定を置くべきではないか。

(6) 議会広報の充実

㉑インターネット、SNS、議会広報誌(質疑を掲載した広報誌)の活用、充実をはかるべきでないか。

(7) 附帯決議の充実

㉒議案、予算案等に対する意見を各会派で調整のうえ、議会の意思を表明するものとして、附帯決議を充実させるべきでないか。

5 行政のチェックを強化する事項

(1) 不断の議会改革に取り組む基本的な考え方

㉓議会改革を推進する会議を設置すべきでないか。

㉔議会行動計画を策定すべきでないか。

(2) 専門知識の活用

㉕専門的知見の活用の制度を創設すべきでないか。

(3) 議決事件の追加

㉖総合計画や行政改革など県政の基本的な方向を定める計画の改廃や変更について議決事件として追加できるようにすべきでないか。

㉗県立高校再編計画について議決事件として追加できるようにすべきでないか。

㉘その他、高額・重大な県有財産の取得処分など議決事件として追加できるようにすべきでないか。

(4) 知事等との関係の基本原則

㉙議会は、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点等を提起して世論形成することができ、民主的な意思決定を行うことができることを明記すべきでないか。

(5) 知事等による説明

㉚地方自治法上、議会が知事等に資料の提出等を求めることができる規定として

は、検閲検査権（地方自治法 § 98 ） 調査権（地方自治法 § 100）があるが、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はなく、おくべきでないか。

（ 6 ） 実地検査権へ踏み込んだ検査権の創設

③知事等の事務の執行について、必要に応じて検査するため、監視機能、評価機能の規定をおくべきではないか。

（ 7 ） 反問権

③事前通告している本会議、委員会において、反問権を付与することが適当か、答弁に必要な範囲内において 質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる規定を置くべきでないか。

（ 8 ） 知事等に対する文書質問

③質問趣意書の創設を行うべきでないか。

但し、いたずらに事務を増やすことにならないか、また、出すことがよいという風潮にならないようにという観点からの配慮も必要

（ 9 ） 討論の積極的活用

③賛否について、討論時間を充実させるため、討論後、修正するシステムを構築すべきでないか。

(10) 決算特別委員会の充実

③決算審査の充実をはかるため、決算特別委員会での知事との総括質疑すべきでないか。

## 6 審議を深める事項

（ 1 ） 委員会の議案提出権の活用

③委員会による議案提出について適正で積極的な活用について検討すべきでないか。

（ 2 ） 発言のあり方

③質問質疑のあり方を規定し、再質問回数の制限の緩和を図るべきではないか。

（ 3 ） 議員相互の討議

④政策討論委員会や常任委員会の基本的な運営のあり方を規定すべきではないか。

（ 4 ） 委員会における資料要求

④現在、提出されている資料は十分機能しているか、足りないものを考慮し、請求できるようにすべきではないか。

（ 5 ） 参考人制度、公聴会の積極的活用

④これら制度を活用すべきではないか。

（ 6 ） 請願者、陳情者からの意見聴取

④請願者、陳情者からの意見陳述を認めるべきではないか。

（ 7 ） 議会開始、終了時間

④開始時間を9時からにできないか。

## 7 政策提案型議会になる事項

### (1) 知事等、国等への政策提言

④5 議会の政策立案能力の向上を図るべきでないか。

### (2) 議員研修

④6 議員研修制度を創設すべきでないか。

### (3) 交流・連携の促進

④7 広域政策への取組み、他県議会や県内市町村議会との共通課題に対する調査研究について実施すべきでないか。

### (4) 議会図書室の充実

④8 他の地方公共団体の議会図書室との連携や県民の利用促進を図るべきでないか。

## 8 住民参加に関する事項

### (1) 県民に対する説明責任

④9 議会意思の決定結果や形成過程等を説明する方法についても盛り込むべきでないか。

⑤0 公正が確保される公開のあり方について規定すべきでないか。

### (2) 県民参加

<sup>51</sup> 議会モニター制度の創設や県民が参加する審議会等の附属機関の設置、委員会への住民参加と発言権の付与、パブリックヒアリングのあり方を盛り込むべきでないか。

### (3) 主権者教育の推進

<sup>52</sup> 若年層をはじめ、幅広く主権者としての意識の醸成を図り、議会制民主主義を議会の側の立場から推進する規定をおくべきでないか

## 9 補則

### (1) 議会に関する条例、会議規則、申合せ等との整合

<sup>53</sup> 議会基本条例の最高規範性を再確認すべきでないか。

### (2) 見直しに関する規定

<sup>54</sup> 議会の最高規範であり続けるための見直し規定を設けるべきでないか。